九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

営業報告書について

蓮井, 良憲 九州大学法学部

https://doi.org/10.15017/16190

出版情報:法政研究. 47 (2), pp. 317-338, 1981-03. 九州大学法政学会

バージョン: 権利関係:

営 業 報 告 書 て

蓮 井 良 憲

営業報告書の記載事項 営業報告書の法規制 営業報告書の機能 はしがき

はしがき

のための改正をなしていることは周知のとおりである。(2) っている。この要請にこたえて、たとえば証券取引法が企業内容の開示につき詳細な規制をなし、また近時その強化 ージャーすなわち開示政策の強化の要請は、今日の株式会社をめぐる立法が直面する緊急かつ重要な課題の一つとな 株式会社企業において、企業内容の開示を充実強化し有効にすることが重要視されるに伴い、いわゆるディスクロ

これに反し、会社の営業状況の開示については、営業報告書の記載事項に関する特別の法規制も存しないため、その る法律参照)、株主・会社債権者に対し必要にして信頼するに足る会社の財務内容を報告せしめようとしているが、 の監査体制を確立して(商三二条以下・二七三条以下・二八一条以下、株式会社の監査等に関する商法の特例に関す 商法は、企業の財務内容の開示については、「会社の計算」に関する諸規定を整備するとともに計算書類について 47(2-4)

• 57) 317

業状況に関する的確な説明報告も、

説 などの要請にそうに足る十分な報告とはいいえないのが実情のようである。しかし、いわゆる企業の所有と経営の分などの要請にそうに足る十分な報告とはいいえないのが実情のようである。しかし、いわゆる企業の所有と経営の分 記載方法は専ら従来の慣行に委ねられ、その内容も、 般の情報要請を反映した簡単な会社情報にすぎず、会社の営業の経過および会社の現況の真実を知ろうとする株主 法の論理によるというよりはむしろ企業の自主制に基づき社会

離現象が顕著となり、企業経営の実際があげて取締役の手中に委ねられている今日の株式会社にあっては、会社の営

財務状況のそれと同じく、企業内容の公開という意味において、株主保護上極め

切な開示の要請に即応し、 の一つとしている。これによっても窺れうるように、今日の株式会社法では、会社の営業経過および会社の現況の適 開示の徹底化の方向で問題提起をなし、そのなかで、営業報告書の記載事項の法定化の当否を会社法改正の重要な課題 五五年一二月に確定された「商法の一部を改正する法律案要綱案」は、いずれも株式会社の財務および業務の内容の っている。本稿は、この営業報告書につき右の会社法改正の動向をふまえて若干の考察をしようとするものである。 和五四年一二月に公表された「株式会社の計算・公開に関する改正試案」ならびに法制審議会商法部会において昭和 て重要な役割を有するものであり、ことに株式会社企業が今日の社会において占める地位からはとくにそうである。 法務省民事局参事官室より昭和五〇年六月に公表された「会社法改正に関する問題点」と題する意見照会および昭 かつ法の論理にも即した営業報告書の在り方ないしその法規制が緊急かつ重要な課題とな

(1)企業経営の開示は、 的検討」企業会計三二巻六号六頁以下、渋谷光子「企業経営の公開」ジュリスト五七八号一四五頁以下など参照 と調整を図りつつ開示制度の強化が望まれている。たとえば、矢沢・注釈会社法⑴五九頁一六二頁・九三頁以下、鴻ほか - 商法・証取法におけるディスクロージャーの位置づけ」商事法務七二二号六頁以下、特集「ディスクロージャーの多角 現在では、 共同企業者に対する報告としての企業の財務内容の開示から出発し、企業規模の拡大とともに充実強 証券取引法による投資者保護を目的とする公開制度にまで及んでいるが、商法においても証券取引法

- 2 神崎「証券取引法改正の動向と企業」ジュリスト五七八号三一頁以下、同・ディスクロージャー (弘文堂法学選書7)六
- 3 田辺「営業報告書に関する実態調査」商事法務四一〇号二頁、 佐藤「営業報告書の総合的研究」企業会計二六巻
- 黒沢「営業報告書の機能とその在り方」産業経理三五巻一一号一○頁、竹中「新しい営業報告書を求めて」産業経理三五 巻一一号三七頁以下、田村「商法改正の動向と企業」ジュリスト五七八号一八頁など参照。

営業報告書の機能

円を超える会社にあっては、その謄本を定時総会の招集通知に添附して他の計算書類および監査報告書の謄本と一緒 週間前に会社の本店に備え置いて株主・会社債権者の閲覧・謄写に供する(商二八二条)とともに、資本の額が一億 を受くべきものとし(商二八一条一項三号・二八一条ノ三第二項五号・二八一条二項)、かつ、定時総会の会日の一 計算書類の一つとして、取締役が決算期ごとにこれを作成して監査役の監査を得た後、定時総会に提出してその承認 営業報告書は、前営業年度における会社の営業の経過および会社の現況を示す説明書であり、現行商法は、これを

表および損益計算書ならびに附属明細書についてはその記載方法が具体的に定められている(商改施四九条、 に各株主に送付すべきものとしている(商二八三条二項、商特二五条)。ところで、右の計算書類のうち、貸借対照 よび会社の現況の開示は、 会社情報開示機能の分担も明確であるとはいいがたい。そのために、実際の営業報告書における会社の営業の経過お 一条参照)が、営業報告書についてはその記載方法ないし記載事項に関する定めはなく、また、 各会社の取締役の裁量により単に営業の概況を説明するにとどまり、 計算書類中における しかもその説明も売

上高と当期利益の額以外に実質的に意味のあるものは少なく、その詳細な開示は、定時総会の直後に株主に対して総

説 照表・損益計算書・営業報告書および利益金処分(案)に加えて、社長(会長)の挨拶、最近数年間の業績の推移、 会決議とともに送付される事業報告書によりなされているのが現状である。事業報告書には、定時総会提出の貸借対

主との意思疎通をも図りうるよう自主的に行っているものである。 の送付は、総会決議の通知と同様、商法が要求するものではなくして会社が株主に有益な情報を提供するとともに株 発状況、最近二決算期の貸借対照表・損益計算書および利益金処分などが記載されるのが普通であるが、事業報告書 所有者別・所有数別および大株主の株式保有状況、新株および社債の発行状況、従業員の状況、新製品・新技術の開

況についての正確かつ真実な情報を株主などに理解せしめらるよう説明報告するための機能を有する。したがって、 核心は、あくまで会社本来の事業遂行の結果についての説明報告、つまり株主の出資から成る資本を取締役がどのよ ために必要・有益な会社の営業状況につき虚偽も誇張もなく真実そのものを記載して報告することを任務とし、 営業報告書は、会社経営に関する単なる情報宣伝のためのものではなく、株主保護とくに株主がその権利行使をなす 書は、貸借対照表および損益計算書に表示された企業内容に関する数額(計数的表示)につき、その背後にある事実 ゆえ、法律上の営業報告書は、右の財務諸表に収められるべき以外の会社情報を広く開示報告し、しかもそれを直接 と意味とを説明し、かつ、数額では表示しがたい事実をも文章で説明することにより、会社の営業の経過と会社の現 き十分な判断をなしうるに足る有益な資料としての機能を有するものといわなければならない。すなわち、営業報告 送付することにより、株主が定時総会における議決権の行使とりわけ利益金処分の決定、取締役・監査役の任免につ 一条一項)ところから推測すれば、その機能は、少なくとも計理体系上は貸借対照表・損益計算書の補足説明の点に かつ、これらの財務諸表と一体となって利益処分案にも深く関係するところにあるとみるべきであろう。それので、これらの財務諸表と一体となって利益処分案にも深く関係するところにあるとみるべきであろう。それ 商法が、計算書類の作成につき、営業報告書を貸借対照表および損益計算書のつぎに掲げている

果をも併せ有するものといえる。ことに、大規模会社の事業遂行が単に経済的側面においてのみならず、社会的 営業報告書は、取締役の企業経営をめぐる行動の在り方とその真実性を示す手段として最もすぐれた意思疎通の場を 在においては、営業報告書における企業経営の開示は、いっそう強化されるべきものといわなければならない。 治的にも大きな影響力を有し、その取締役が社会の現実の要請に応じて経営行動を行うことが強く要請されている現 提供するものであるとともに、これを定時総会の開催前に株主に直接送付することにより、企業経営の実体を握る者 うに運営しまた運営しようとしているかという会計責任の履行の点に存するとみるべきである。その意味にお に対する有効適切な監視態勢を確保し、取締役の不正な行動を抑止して適切な企業活動をなさしめるための促進的効

- 1 営業報告書は、会計帳簿(商三二条以下)に基づいて作成されるものではなく、また、その目的は会社の営業状況を明ら 昭和四九年改正商法が、営業報告書の監査役監査を義務づけ(商二八一条二項・二八一条ノ三)、その謄本を定時総会の 帳簿に基づいて作成される報告書ではないので、これを財務諸表の体系から除くことが望ましいとしている。 に関する連続意見書(昭和三五年大蔵省企業会計審議会)「財務諸表の体系について」も、営業報告書は必らずしも会計 会計原則ならびに財務諸表規則は、営業報告書を財務諸表から除外しており、また、企業会計原則と関係諸法令との調整 版)四八頁、山村「商法上の営業報告書」産業経理三五巻一一号一七頁、反対、服部・注釈会社法⑹二一頁。なお、企業 かにするにあるから、 から会社が定時総会終了後に発行していた任意の「営業報告書」と区別するため、 前者を「営業報告書」とし、 会社が任意に総会招集通知に添付していた「営業の概況」報告書ではなく、法定の営業報告書となったため、これと従来 招集通知に添付して各株主に送付することとした(商二八三条二項)ことから、営業報告書は、右の改正前商法の下で各 「事業報告書」とし、これが一般化しているのが現状である。 商業帳簿でないことはもとより、財務諸表にも属しないと解する。 矢沢・企業会計法講義
- (4) 竹中「新しい営業報告書を求めて」産業経理三五巻一一号四六頁参照。 (3) 黒沢 「営業報告書の機能とその在り方について」産業経理三五巻一一号一二頁参照。

一 営業報告書の法規制

びうるとする思想がひそんでいたものと推測することができよう。そうであるとすれば、企業の所有と経営の分離に 有益に利用できる営業報告書の作成が強く要請されることとなる。この要請に応えるためには、営業報告書の記載内 をよく読んでいるのが実情であれば、ディスクロージャーすなわち開示政策の充実強化の面からも、 移行せざるをえず、また、実態調査上も、株主とくに一般株主は、会社から直接送付される営業報告書その他の文書 に対する統制も現実に及びえなくなっている現行法の下では(商二三〇条ノ二参照)、株主とくに一般株主の保護の 伴ない、株式会社の経営についての機関構成が株主総会中心主義から取締役会中心主義へと移行し、株主の企業経営 与しえてその営業状況を十分に知ることができ、また、取締役による企業経営に対する株主の監視・統制も現実に及 制に委ねるのが妥当であるとみたためであろうが、その根底には、恐らく、明治三二年制定当時の商法が株式会社の が会社の規模や営業の種類に応じて多種多様とならざるをえない以上、その記載方法ないし記載内容を各会社の自主 法ないし記載内容に関する定めを設けていない(商改施四九条・計算規一条対照)。これは、営業報告書の記載事項 断するという取締役の行動に対する監視態勢の確保の必要上、会社の経営状況についての真実かつ正確な開 重点は、株主がその投下資本の運用の適否を知り、かつ、取締役による企業経営の評価をなし、その信任の可否を判 機関構成につき株主総会中心主義を採り、かつ当時は企業の所有と経営も一致していたため、株主は会社の経営に関 (1) わが国では、明治三二年の商法以来、営業報告書は計算書類の一つとされている(明三二年商法一九〇条・一わが国では、明治三二年の商法以来、営業報告書は計算書類の一つとされている(引) 現二八一条一項三号・二八一条ノ二・二八一条ノ三第二項五号・二八二条・二八三条一項)が、その記載方 株主に容易かつ 示の面

容が有益であることを必要とするから、結局、基本的立場としては、必要・有益な最小限の記載事項を法定化するた 記載内容の基準を定めることは必然のものとならざるをえない。そしてそのことは、企業経営者たる取締役が開示を をなすべき旨を定め(商二八一条ノ三第二項五号)、営業報告書の内容についての客観的証拠の存在ないしその真実 と効果は大きいからである。のみならず商法が、監査報告書に、「営業報告書ノ内容が真実ナルヤ否ヤ」につき報告 めのなんらかの法規制の設定が急務とならざるをえない。ことに営業報告書の謄本が、定時総会の招集通知に添付さ 通して株主との意思疎通を十分に図るための最適の方法ともいえる。 つき取締役に民事責任を課し 性に関する監査役の意見表明を求め、さらに、その記載内容の正確性を保証するために、営業報告書の虚偽の記載に れて株主あてに送付される現行法の下では(商二八三条二項)、いわば直接公開としてその記載事項の法定化の意義 つき取締役の刑事責任を定め(商四九八条一項一九号)、その真実性と完全性を要求していることからみても、 (商二六六条ノ三第一項後段)、また、これに記載すべき事項の不記載や不実の記載に

業状況のほか、とくに記載すべき事項として九つの事項(⑴重要な財産の得喪変更に関する事項、 いての意見照会をなし、そのなかで、営業報告書の記載事項を法定すべきか、また法定すべき場合には、一般的な営 (2)株式・社債の発

法務省民事局参事官室は、昭和五〇年六月に「会社法改正に関する問題点」を公表して会社法の根本改正につ

行等に関する事項、⑶自己株式等に関する事項、⑷子会社等に関する事項、⑸役員報酬に関する事項、 6役員・支配

示してその適否を尋ね、 他社会との関係において生じた問題およびそれに対して講じた措置に関する事項、 株主等と会社との利害に関する事項、⑦従業員の人数、給与総額等に関する事項、 その後、 昭和五二年五月に「株式制度に関する改正試案」を、 (9)重要な寄附に関する事項) (8)公害の防止、 昭和五三年一二月に「株式会 消費者の保護その

社の機関に関する改正試案」を、それぞれ発表してそれらのなかで営業報告書に関し、

自己株式の取得、

自己株式を

47 (2-4 • 63) 323

なる。改正試案が、営業報告書の内容は定時総会に報告しなければならないが、附属明細書の内容はその必要がない(6) 主等の閲覧・謄写に供されるものとされている(商二八二条)から、前者は直接開示、後者は間接開示ということに とされる(商二八三条二項、なお、商特二五条参照)のに対し、附属明細書は会社の本店に備え置いてその場所で株 よび業務の内容を開示するための書類であるが、営業報告書は定時総会の招集通知に添付して株主に送付されるもの のような書類を所定の場所に備え置いてその場所で利用者の閲覧・謄写に供する間接開示のそれとがある。計算書類 のらち、営業報告書と附属明細書は、貸借対照表および損益計算書により開示される計数的情報以外の会社の財務お ところで、企業内容開示の方法には、開示情報を含む書類をその利用者に送付する方法で行う直接開示のそれと、そ の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正

第一の四1参照)。

ある者あてに送付されるとともに、

一九六七年会社法一五条·二四条)、

その目的は、

イギリス会社法においては、

企業経営の開示は取締役報告書においてなされる。この取締役報告書は、

る。

て開示せしめ、

九四八年会社法は、この取締役報告書の記載内容を定めて、

取締役が株主の信認に応えるようその職務を遂行しているかどうかの判断資料たらし

株主が会社の状況を把握するに必要な限りで、

載事項の法定化は株主に対する直接開示の効果を考慮した必要有益な比較的少数の重要な事項に限られることとなろ 示すべき会社情報もおのずから一定の限界を画さざるをえなくなるであろう。そうであるとすれば、 とによって行われるからである。したがって、改正試案によれば、株主に直接開示するに足る事項とは何かについ 書は会社の本店所在地における閲覧または利用者が合理的な費用を支払ってその謄本または抄本の交付請求をなすこ ての株主に送付されるものである以上、その作成・送付につき会社は多額の費用を負担することとなるが、 えなくはないが、一般に両者の区別の基準は会社の費用負担の要否に求められている。 (8) ものとし、また、 |改正に際してはイギリス会社法上の取締役報告書がより参考とされているといわれる。 ij ちなみに、営業報告書を株主に直接送付すべきものとする立法としては、イギリス会社法上の取締役報告書、ア 既述の営業報告書の機能ないしその本質の面よりもむしろ会社の費用負担の面に重点がおかれることとなり、 カ証券取引所法上の株主宛年次報告書、フランス会社法上の取締役報告書などがあり、 両者の区別の基準を定時総会における記載内容の報告の要否ないし記載内容の精疏の要否に求めているとも 記載内容は営業報告書のそれよりも附属明細書のそれを詳細にしているところからみれば、 すなわち、 現にわが国の営業報告書 営業報告書はすべ 附属明細

がこれを作成し会計監査役の監査を経て、株主総会の二一日前に株主・社債権者その他貸借対照表の写しの受領権限 貸借対照表に添付して株主総会に提出されるものであって(一九四八年会社法一 財務諸表では開示しえない重要な情報を取締役の責任 47 (2-4 • 65) 325

論 説 (4) 七条一項、なお、同法一六三条二項参照)、臼 当該営業年度における取締役の氏名(一九六七年法一六条一項)、 いわれている。この取締役報告書の記載事項は、つぎの諸事項である。(イ) 会社業務の状況(一九四八年法一五七条(â) 営情報の報告としては貧弱でありかつ形式的で株主等に対する企業経営の状況の開示としては殆ど価値がないとの批 つき生じた重要な変更、とくに土地に関する権利より構成される資産の年度末市価が貸借対照表の簿価と著しく異な 格化を図り、ここに取締役報告書は、財務諸表では表示しがたい会社経営情報の源泉として有意義なものとなったと 判が多かった。そこで、取締役報告書の記載事項の改正を勧告したジェンキンス委員会の報告に従い、一九六七年会 業年度における会社・子会社の営業状況、重要な変更の記載を要求していた 当該営業年度における会社・従属会社の主要な営業活動とその重要な変更(同法一六条一項)、 一九四八年会社法の一部を修正し、取締役報告書の記載事項を具体的・個別的に定めることによってその厳 利益配当予定額 (同法一五七条一項、なお、同法附則一一四条参照)、

パ 引当金繰入予定額(同法一五 (同法一五七条) が、 実際には、 (a)固定資産に

従業員の健康・安全および福祉に関する情報(一九七四年の労働に関する健康および安全のための法律七九条一項 の割合、その有利性に関する事項(同法|七条)、() 従業員の週間平均人数とその年間賃金高(同法|八条)、併 社の株式・社債につき有する利害関係(同項(e) (<) 会社が数種の異なる事業を営む場合における各種事業の取引高 により利益を得る目的を有する協約(同項は、なお、一九六七年法二七条―三一条参照)、(の取締役が会社・従属会 法一六条三項、一九八○年改正会社法五四条—五六条、五九条参照)、

d 取締役が株式または社債を取得すること

なお、一九六七年

かつ、その差額につき取締役が株主・会社債権者の注意を促すに足る重要性を有すると認めたときは、その差額

(同項の、なお、一九四八年法附表八皿、一九六七年法一六条二項参照)、の当該営業年度の発行にかかる株

(同項心)、の取締役が利害関係を有する会社業務に関する契約の開示(同項の、

式・社債の詳細

前期

の間の重要な変化を中心にマネジメントの討議と分析の報告をなす旨の規則改正がなされ、株主は、これによっ

(f) 二項参照) 含まれる計算書類への注記で足りる(一九六七年法六条一項・二項参照)。これによれば、 会社の社会的責任などに関する事項をも含み、その限りで、株主などの利害に関する伝統的開示の原理を超えて進展 (同法二〇条) 、 い (1)会社の営業状況に関する報告事項と、回貸借対照表・損益計算書の補足説明に関する事項を主とするほか、(2) そのような事項の開示が会社または従属会社の営業に支障を来すおそれのあるときは、この限りではない (IJ) 取締役の報酬に関する明細は、 政治的または慈善的目的のために行った寄附金に関する明細 その他、 取締役の判断により、 取締役報告書中で記載することを必ずしも要求されず、年次報告書に 会社の営業状態を理解せしめるため重要と考えた事項、 (同法一九条)、以 取締役報告書の記載事項 輸出に関する明

の性質・範囲の説明、 度の比較財務諸表、 株主に送付しなければならないとするとともに、その記載事項として、つぎの事項を定めている。イイ (口) (4) 会計原則・方法の相違の説明、(ハ)監査証明、(ハ)最近五年間の営業成績の要約、 産業セグメント別、製品・サービスの種類別、国内・国外別営業活動、 輸出売上に関する 最近二事業年 (=)

アメリカ合衆国の一九三四年証券取引所法の下での証券取引委員会規則においては、

株主宛年次報告書はすべての

営業報告書の在り方の一つの新しい型を示すものといえよう。

営業報告書について(蓮井) 情報、 則一四a―三、一四a―⑹⑷・一四c―⑷⑷)。この株主宛年次報告書は、企業経営者と株主との間 情報を示していないといわれていたため、 力な手段と考えられていたが、実際には、委任状勧誘規則によって要求される基本的な財務情報以外には意味のある 会社は証券取引委員会に届出る年次報告書(一〇―K報告書)の写しを無料でその株主に送付すべき旨の記載 (~) 取締役・業務執行役員の職位、 (ŀ) 一九七四年には、 四半期別株価および配当額のほか、労 「過去の営業成績の要約」 株主が書面で請求するときは のうち当期と前期、 この通信 前期と前 の最も有

て証券発行会社の営業、 経営者、 活動および財務状況に関する意味のある情報の提供を受けるようになったとい われ

説 熟知のうえ意思を表明し、 フランス会社法においては、 かつ調査のうえ判断を下すことができるに必要な書類として株主に送付すべきものとされ 取締役報告書は、 会社の業務執行およびその事業の進展状況に関し、 株主が事情を

進展または発生した困難、 将来の展望および最近の五営業年度の成果を示している(一九六七年三月二三日令一四八

ており(一九六六年七月二四日会社法一六二条一項・二項、一九六七年三月二三日令一三五条四号)、その記載事項

最終営業年度中における会社の活動、 子会社のあるときはその子会社の活動、会社活動の成果、実現した

として、

びそれに伴って生じる支出の額を示している(同改正案一九五条)。 要な事実、臼 ならないとしている(同改正案二一六条二項)。そして、年次報告書の記載事項として、⑴ の進展についての詳細な状況、印 招集の通知の日以降これを無料で会社から交付を受けることができ、その旨は招集通知において明らかにしなければ なお、 3 | | | 会社の将来の進展の見通し、は ッパ会社法改正案(一九七五年)は、営業報告書に相当する年次報告書について、何びとも株主総会 本法その他の条項において記載を必要とされる事項、(パ 特に研究および開発の分野における資本使用の提案、その規模およ 年次の終了後生じた重 会社の業務および状況

めまた定めようとしているのであってみれば、営業報告書の記載方法ないし記載事項の法定化の必要性は、法の論理 的帰結であるとともに国際的同意であるともいえるであろう。 このように、諸外国における会社法は、企業経営の開示について営業報告書の記載事項を法律または命令により定

- (1) わが国における営業報告書の端緒は、明治五年の国立銀行条例のもとでの考課状(明治七年一月一一日第一国立銀行 号一二八頁以下およびその引用諸文献参照。なお、商法上、営業報告に関する規定は、すでに明治二三年法律三二号によ 決算諸表の総括報告書の位置を占めていたといわれる。詳細については、三代川「営業報告書の研究」経営経理研究一三 る旧商法一九二条・二〇〇条・二一八条においてみられたことは周知のとおりである。 一期実施考課状」)にみられ、そこでは、考課状は、財務表と区分され、事業概況、財務表の補足説明、配当宣言を含む
- (2)星川「株式会社における経営情報の開示」取締役忠実義務論一六四頁参照。
- (3)大和証券調査部編・一九七六年版株主総会白書(商事法務七五一号)六九頁参照。
- 4 矢沢・企業会計法講義(改訂版)四五頁・四六頁、矢沢ほか「株式会社の計算・公開」 商事法務七〇九号一〇頁、
- 5 なお、証券取引法が要求する定時的な開示は、 か「会社法の根本的改正の問題点」ジュリスト五九三号三三頁(矢沢発言)参照。 有価証券報告書の公開を中心として行われるが、 これについては、神崎

『商法上の会社開示制度』神戸法学雑誌三〇巻一号一五頁以下、同・ディスクロージャー(弘文堂法学選書?)六九頁以

- 6 武田「営業報告書と附属明細書の役割区画」税経通信三四巻一三号一〇二頁、神崎「改正試案における開示制度」月刊監 査役|三二号|四頁、同「業務報告書の記載事項の法定化」商事法務八六三号三頁、江村「計算規定の改正をめぐる最近 の動向」月刊監査役一二八号一一頁参照。
- (7) 江村・前掲月刊監査役一二八号一三頁参照
- (8)元木「株式会社の計算・公開に関する改正試案の解説」(会社の計算・公開改正試案の論点)一四頁参照
- (9)西ドイツ株式法上の営業報告書、フランス会社法上の状況報告書、アメリカ証券取引所法上の証券取引委員会届出の年次 報告書(一○─K報告書)は、いずれも株主への直接送付が法律上当然に義務づけられていない(西ドイツ株式法一四八
- (10) イギリス会社法上の取締役報告書については、 することとしている。 条、フランス会社法三四○条、アメリカ証券取引所法一三条⑷項)。したがって、これらの比較法的検討は本稿では省略 念)一六一頁以下、吉川「営業報告書による会社情報の開示」修道法学三巻二号四七頁以下、大矢知「イギリス営業報告 蓮井 「営業報告書についての一考察」(企業法の研究・大隅先生古稀記

書の現状」会計一一八巻二号二一頁以下など参照。

(11)一九七三年の保守党政府の会社法改正白書は、公募会社に対し、株主・投資家・会社債権者などの保護のため、多数の事 社の経営活動を判断しうる機会を与えようとしている。なお、星川=川内「英国改正会社法(一九七四年)案」商事法務 項を取締役報告書の記載事項として採り入れてこれを公開せしめ、単に財務的基準からだけではなく社会的基準からも会

下参照、一九八〇年のイギリス会社法の改正に際しての開示規制の強化については、酒巻「一九八〇年のイギリス会社法 六八八号六三頁、イギリス労働党青書における取締役報告書の開示については、星川=川内・商事法務七〇二号二九頁以 の改正(下)―EC第二指令の実現―」商事法務八九二号一九頁参照。

(12)平松「アメリカ企業の年次報告書記載事項」企業会計三二巻三号一一八頁、同「アメリカ営業報告書の現状」会計一一八

13 野村「フランス営業報告書の現状」会計一一八巻二号五四頁以下、山口=加藤「フランス新会社法(四)」阪大法学七〇 巻二号一六八頁以下、神崎「商法上の会社開示制度」神戸法学三〇巻一号二三頁参照。

号一八四頁以下参照。

は)法務大臣官房司法法制調査部訳・ヨーロッパ会社法案一五八頁参照。

几

営業報告書の記載事項

機能のみならず、開示事項は企業秘密のそれには及びえないとする基本原則との調整や従来の慣行として作成され総 会終了後株主に送付されていた事業報告書との調整も考慮しなければならない。改正試案は、現行商法と同様その計 法定されていることが必要となる。その記載事項の法定化に際しては、基本的には、既述の営業報告書の性格ないし (1) 営業報告書は、企業内容の開示の手段であるが、それが有益なものとなるためには、その記載事項が具体的に

も定時総会の招集通知に添付して株主に直接送付すべき書類の一つとしている。この点からみれば、改正試案は、営 実性を保証するための証拠としてかつ監査役の計算書類同意についての重要な情報源として機能するものとみ、しか 理体系上営業報告書を財務諸表である貸借対照表・損益計算書のつぎに位置づけ、監査役監査により、その内容の真

47 (2-4 • 70) 330

年の改正商法により計算書類および監査報告書の株主に対する送付が商法上要請され(商二八三条二項)、相当の年 する結果となることを極力抑制すべきである。そのためには、既述の諸外国における近時の営業報告書に関する立法 月を経ている以上、右の意味における営業報告書の記載事項の法定化には、実務上もさして困難を伴うものとはいえ 規制のように、量より質を問題とし簡潔にして有意義な最低限の記載事項は、これを法定化すべきである。昭和四九 **ら必要にして有益な重要事項を選択して記載すべきであり、その記載内容が形式化して無意味となり単なる宣伝に** とすれば、営業報告書の在り方は、各会社の経営目標に即し会社全体の営業状況につき株主に誤解を生ぜしめないよ に取締役の経営行動を監督是正せしめるための基礎資料となるよう位置づけようとするものといえよう。そうである 業報告書をして、取締役による会社経営の在り方と株主の利益との調整を図る接点たらしめ、 開示政策を通じて株主 随

会<昭五五年三月二六日>、日本公認会計士協会<昭五五年三月二五日>、経済同友会<昭五五年三月二一日>の各 その記載事項は会社の業務に関する重要事項であることとして、基本的には賛成であるとする意見も有力である(日 |『②|||改正試案の営業報告書の記載事項の法定化に対しては、株主の権利行使を適切なものとするという立場から、 本弁護士連合会<昭五五年三月一五日>、東京証券取引所、大阪証券取引所<昭五五年四月一五日>、日本監査役協

与え易くなる、記載事項の法定化により、開示についての各会社の創意は減殺され、会社間の開示をめぐる競争意欲 (2) その作成と株主への送付のコストが高くなり、また記載事項を多くすれば株主総会で特殊株主に追及の有力な武器を 意見参照)が、反対の意見も多い。反対意見は、営業報告書の記載事項を法定化すれば、記載内容が膨大化し易く、 をそぎ、かえって開示政策の後退を招く結果となり易い (経済団体連合会<昭五五年二月二六日>の意見)、記載内 47 (2-4 • 71) 331

容の法定化は、現在の事業報告書による会社の自由発想に基づく業務内容の公開の芽をつみとるから、開示について

論

開示内容が会社にとり好ましくないものであっても株主保護上必要不可欠な事項である限り記載すべきであり、 るといわざるをえない。その意味において、法制審議会商法部会が、会社法の改正に際し、 は妥当とはいいがたい。このようにみるならば、営業報告書の記載事項の法定化に対する右の反対意見には問題があは妥当とはいいがたい。 についての企業の自主制をそぐとの理由でこれらの事項の記載を放棄し、会社に好都合な内容のみを開示させること その充実を図るべき必要があることはもちろんであり、しかもそれは株主を保護するためのものである以上、 八条一項一九号)も、 発想でもどのような手段で行うかにあるというべきである。また、監査報告書における報告(商二八一条ノ三第二項 記載事項の最低限を法定することは、それが直ちに各会社の自由な発想の芽をつみとるものではなく、 取締役に裁量の余地を与えておくならば、開示方法についての各会社の創意工夫を減殺することもない、のみならず 項の肥大化、作成・送付のコスト高には別段影響を与えず、また、記載事項を限定せず時代の要請にもそいうるよう 現況を記載するとの概括規定で足りる(経済団体連合会<昭五五年二月二六日>、全国銀行協会連合会<昭五五年三 五号参照)や営業報告書に記載すべき事項の不記載や不実の記載につき取締役に科せられる刑事責任の規定(商四九 月一八日>の各意見)などを理由としている。 しかし、営業報告書の記載事項を法定化しても、これを慎重に検討された最低限のものとしておくならば、 スクロージャーすなわち開示政策の制度は、本来自由経済体制を支えるための重要な一つの支柱であって、 記載事項を法定化することによりはじめて適切な運用をなしうるものとなるわけである。さら 昭和五〇年六月の当初よ 問題は自由な かりに

り営業報告書の記載事項の法定化の方向で検討を進めていることは当然であるといえよう。

本来企業の自主制とはなじみがたく、ややもすれば企業の広告宣伝の手段と化

ところで、企業内容の開示制度は、

様の方向を採ろうとしている(同要綱案第二株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正 るようこれを省令で定めるべきである(一の5(注) この方向を採る(第五の二参照)のに対し、 昭和五四年一二月の改正試案は、 法自体において規定すべきが妥当ではないかとも考えられる。昭和五○年六月の法務省民事局参事官室の意見照会は)易い性格のものであるから、この制度は、法制度として確立したうえで実施すべきが効果的であり、 1 ジャーをして有意義たらしめるものといえるが、そうであれば、営業報告書の記載事項の最低限は、 (1) 参照) とし、 昭和五五年一二月の会社法改正要綱案も同 新しい時代の要請にも速に対処しう それ これを商 がディス の四

計監査人の監査対象となる事項をも含めて九項目の開示事項 属明細書などの法規制との調整や監査対象事項すなわち会計監査人の責任の及ぶ範囲をも考慮し、営業報告書が株主 に対する有意義な開示手段として十分に機能しうるようにすべきである。 該営業年度における営業の経過および会社の現況を明らかにする重要な事項を中心とし、会社情報の開示に関する附 営業報告書の記載事項の法定化を前提とし、その記載内容につき一応の基準をみれば、一般的には、 (②重要な会計方針、⑥子会社に関する事項、 改正試案は、営業報告書につき部分的に会 (c)大株主 会社の当

1

参照)。

おける営業報告書の記載事項をみれば、つぎのようにいえるであろう。 供与などに関する事項、 る重要な事項) に関する事項、 の記載を提案している。 创過去三年間の営業成績の比較、⑥重要な後発事象、 仏会社の業務の状況および将来の見通しについての検討の結果、 いま、 右の立場から、 諸外国における法規制をも参照にしつつ、 の役員の数および報酬総額、 いその他会社の業務に関す g 会社のなす無償 改正試案に

重要な会計方針 重要な会計方針とは、 会計の原則 ・基準・慣行・手続を意味し、これについては、 財務諸表

計算書の「注記」で足りると解するのが妥当とおもう。

過去三年間の営業成績の比較

会社の営業状況の時系列的評価のための会社情報の提供は、株主が現在および

論 説 記載すべきであろう。この会計方針に関する記載については反対説が多く、営業報告書よりも貸借対照表および損益(で) 作成につき現に利用されているものだけでなく、当期に会計方針の変更が行われた場合にはその理由および概要をも

営業成績の数値を比較して示す旨を明らかにしているが、記載される年度の数値は、比較障害が存在する場合には過 準一号は、 る貸借対照表、損益計算書をも並べて表示し、または会社の部門別の営業成績の比較表示などで足りる。 **殊を有する。その記載は、株主の理解を容易にする合理的なものであれば足り、その様式は、過去三営業年度に関す** 将来の株式投資価値を判断しうるなどその利益保護上重要であり、また取締役の経営責任を判断するにつき重要な意 「財務諸表は、当期に対応する前期の数値を示さなければならない」(同号二一項)として、過去二年の

状況報告

去の数値を比較可能なものに修正する手掛りを提供する意味において参考とすべきであろう。

会社の営業または財産状態に重大な影響を及ぼす訴訟事件をも記載すべきであるが、企業秘密に属する事項について 主要事業部門別の記載をもなすべきである (イギリス一九四八年会社法一五八条一項、 概要を説明し、会社業務の状況が明白にかつ会社の実体に即して把握されうるようにすべきである。その記載に際し のである。会社の営業状況の説明は、当該営業年度における抽象的な営業状況の検討結果のみでなく、営業の経過の 1 会社またはその子会社の業務が害されない範囲で会社業務の評価資料となるに必要な報告を行うべきであり、 会社の業務の状況 ロッパ会社法改正案一九五条など参照)。 会社の営業状況の説明報告は、株主が会社の営業状態を知るうえで欠くことのできないも なお、 通常の営業過程以外の重要な財産の得喪・処分の概要、 西ドイツ株式法一六〇条

要な効果を伴うが、

益を比較較量して判断すべきこととなろう。 開示しないことにより株主の判断を誤せる場合には開示により得べき株主の利益と秘密保持により得る会社の利

あるからである(国際会計基準一○号参照)。 に生じた事項のみを記載すれば足りるともいえるが、後発事象も会社の現況を正確に把握せしめるものとして重要で 直近営業年度終了後発生した重要な事実はこれを記載すべきである。 営業報告書には、

状況につきその情報を知らないで判断すれば支障があるかどらかを基準とすれば足り、 五条二項(3)参照)。 および影響を開示することを必要とするものと解する(西ドイツ株式法一六〇条一項、 重要な事実にいう重要性の程度は、たとえば地震による工場の破壊、重要な取引先の倒産など会社の財産 またその記載に際しては内容 ヨーロッパ会社法改正案一九

のもとになるとして記載に消極的であるといわれている>など参照)。「将来」とは具体的にどの程度の期間かは、 ッパ会社法改正案一九五条二項(6)、アメリカ証券取引委員会報告書様式一〇--K<もっともアメリカで 将来の投資判断の資料となるべき内容を含むことが重要となる(フランス一九六七年三月二三日令一四八条、 経済環境をふまえて具体的な状態を報告説明すべきである。その記載は、株主が自己の投下資本の運用状況を知り、 将来の見通し 株主は、会社の業務が将来いずれの方向に向らかにつき重大な利益を有するから、 はミスリード э |

見通しの誤りがあっても取締役の責任は生じないと解すべきである。(2)

その他会社との特殊関係事項

立法に際し合理的期間を定めることとなろう。取締役が将来の見通しを誤るときは、その資質が判断されるという重

取締役が将来の見通しの検討につき故意・過失が認定されず、十分な注意をなして判断したとき

上の困難をも考慮すれば、重要な子会社の社名とその営業の概況を記載することとし、連結会計の定着とその改善を であり、子会社を利用しての粉飾決算に関するものを含む。改正試案は、すべての子会社を対象としているが、 名とその持株数等を記載すれば足りるといえよう。 子会社に関する事項 これは、現実の経済社会にみられる企業結合の存在に即した企業集団に関する情報開示

望むのが妥当とも思われる。

- をすれば足りるといえる。 間の不合理な配分を株主に知らせる意味も含まれるから、 員に対する株主の監督を確立する意味では、これを直接開示させるのには合理性がある。この趣旨からすれば、 人としての給与は別記すべきであり、したがって、各役員の受くべき報酬額の最高額、 同友会経営方策審議会、大阪工業会などの意見参照)が、役員報酬額を社会的に合理的な範囲内のものとし、 またその営業報告書での記載はわが国の経営実態になじまないともいえる 役員の数および報酬総額 なお、 報酬には、通常の役員報酬のほか、 役員報酬は株主総会の承認をえており(商二六九条)、附属明細書の開示で足り、 報酬は、 取締役と監査役を区分し、 賞与、退職慰労金など役員たる地位に基づき支 (経済団体連合会、 最低額ならびに平均額の記載 取締役については使用 関西経済連合会、
- 営業活動の過程で日常的に行われる。 るのみならず、特殊株主対策などの問題を含む。会社が社会的存在として会社財産を無償で供与する行為は、 無償の利益供与等 これは、企業の社会的責任、 これらの出捐行為を慈善目的など社会的に好ましい会社活動と、 会社の非行防止、 取締役による会社経営の適否を明らかにす 政治献金行

給されるすべてのものを含むと解すべきであろう。

大株主との

のための寄附、 意見)、との批判もみられる。しかし、会社のなす無償交付等の開示を規定することにより、株主による会社運営の うるかとの反論もみられ、ここに「無償交付」の意義を具体的かつ明確に規定すべきである(日本公認会計士協会の ら削除すべきである(日本監査役協会の意見)、また、およそ会社がなす寄附で真実経済的にみて無償の行為があり 定は運用上解釈がゆがめられることもありうるから、これらの事項は監査役の監査に委ね、営業報告書の記載事項か されており、正当な寄附を含め、会社業務の円滑な遂行に必要な支出をすべて合計して開示するのにどれ程の意味が 健全性の判断がなされ(イギリス一九六七年会社法一九条参照)、また、会社はその支出に慎重となり企業の自主的 りこれを抑制するのがより現実的解決策ともいえる。もっとも、その適否の判断が株主になしうるかどうかも疑問視 よって規制することが現実に困難を伴うとすれば、これらを営業報告書に記載せしめて株主に直接公開することによ 一6 (注) 特殊株主への賛助金・広告代などの好ましくない支出とに区分して記載することが要請される(なお、改正試案 (経済団体連合会の意見)、これらの行為は一般的開示事項とは性質を異にするものであり、またこの種の規 ールが働く余地もあるといえる以上、これを記載すべきが妥当といえる。その記載に際しては、(キヒ) ⑤(t)、一8(注)(1)・一12(注)(2)参照)。会社役員による会社財産の不当な支出を別に法律に 政治献金、その他に区分して、それぞれの総額を記載する程度で足りるのではないかとおもう。 慈善的目的

(3) 元木・前掲一九頁参照 「株式会社の計算・公開に関する改正試案の解説」(会社の計算・公開改正試案の論点)一九頁参照

(1)元木「株式会社の計算・公開改正試案に対する各界意見の分析〔二〕」商事法務八七四号七頁以下参照。

- (4)神崎「商法上の会社開示制度」神戸法学雑誌三〇巻一号二四頁参照
- (5)とれについての各界の意見については、元木・前掲商事法務八七四号八頁・九頁参照
- 6)番場「『計算・公開』改正試案に対する批判」企業会計三二巻五号二六頁参照。

- (7)各界の意見については、元木・前掲商事法務八七四号九頁参照。
- (8)元木・前掲会社の計算・公開改正試案の論点二○頁参照。
- (9) 蓮井・前掲一五八頁・一五九頁参照。

(10)元木・前掲会社の計算・公開改正試案の論点二一頁参照。

(11)会田「企業内容開示制度の充実強化」企業会計三二巻五号四七頁参照。

(12) たとえば、河本「ディスクロージャーによる企業の不正不当行為の防止」神戸法学雑誌三○巻一号五頁以下参照。